

令和4年第15回 議会運営委員会

1. 日 時 令和4年10月17日（月）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 感染症対策にかかる12月議会の対応について
(2) 白井市議会の個人情報の保護に関する条例について
(3) その他
4. 出席委員 伊藤 仁 委員 長・斉藤 智子 副委員 長
柴田 圭子 委員・影山 廣輔 委員
秋谷 公臣 委員・平田 新子 委員
和田 健一郎 委員・徳本 光香 委員
岡田 繁 委員
岩田 典之 議長
血脇 敏行 副議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
総務課長 高山 博 亘
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永井 康 弘
係 長 今井 好 美
主 事 小原 陽 子

会議の経過

開会 午前9時30分

○永井議会事務局長 おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。まず、会議に先立ちまして伊藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○伊藤委員長 皆さんおはようございます。本日、午前中に全協も入るということで、通常より30分は早く招集させていただきました。ご協力のほどありがとうございます。本日、議題が2つございます。承認という形の議題ですので、みなさん納得していただけるようお願い、簡単でございますが挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

委員会会議につき、議事等につきましては、伊藤委員長をお願いいたします。

○伊藤委員長 ただいまの出席は9名です。委員会条例第16条の規定により定足数に達しております。

これより令和4年第14回議会運営委員会を開会いたします。本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1 感染症対策にかかる12月議会の対応についてを議題といたします。お手元に配付の資料「新型コロナウイルス感染症対策に係る議会の対応」をもとに進めてまいります。9月議会で対応した内容をもとに内容を変更したい点について協議したいと思いますが、何かお気づきの点がございましたら、ご意見を。

平田委員。

○平田委員 気づいた点というよりも、9月議会とすべて一緒でいいのではないかと思います。それで確認しておきたいのは、申し合わせに加えるか加えないかということで、いつまでに、一般質問通告書を出す前に、自分がもしかしたら日にちを変えていただくかもしれないと、そこだけちょっと、いつ申し合わせという形になるのかなということだけが疑問なんですけど、一応話し合いはして、結論が出たように思うんですけど、それを実際に皆さんに発表する段階には至ってないのかなと、そこだけ確認をして、やり方としたら、議会対応としては9月のままでいいと思っています。

○伊藤委員長 今、平田委員の方から、9月議会と同じでいいのではいかと。13番を抜いた空白のところだけですので、この部分については、まず、こっちだけやってしまいますので。9月議会と同じ対応でよろしいということでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、対応については9月議会と同じ扱いにするということで決

定させていただきます。そのあとの申し合わせの件は。

局長。

○永井議会事務局長 自分の方から少し補足をさせていただきたいと思います。真にやむを得ない場合の順番の入れ替えについては、申し合わせを直すということを議会運営委員会で結論をいただきました。通常、その結果を全員協議会で報告した後、適用という形をとっておりまして、皆さんに説明をして、申し合わせに付け加えていくという流れで考えております。以上です。

○伊藤委員長 平田委員よろしいでしょうか。

○平田委員 はい、結構です。

○伊藤委員長 他に議題1について、今、9月議会と同じように12月議会は対応するという事で決定させていただきました。議題1はこれで終了してよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、議題1はこれで終了させていただきます。議題2 白井市議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題とします。本日も、総務課長にご出席いただいております。よろしくお願ひします。それでは、協議を進めます。本日は、骨子案について協議します。事務局より説明をお願いいたします。事務局長。

○永井議会事務局長 それでは、私のほうから議題2 白井市議会の個人情報の保護に関する条例についてを説明をさせていただきます。お配りした資料1をご覧ください。こちらの方は、これまで4回にわたり審議いただきまして出た結論を骨子案という形にまとめさせていただいたものになります。この骨子案につきましては、この後を予定しておりますパブリックコメントに市民のかたに意見を伺うにあたりまして使っていく資料というふうに考えております。今回これでご承認いただけましたらこの後、市の個人情報保護審議会の方に参考までに御意見をお伺いしました後、パブリックコメントを実施するという流れで考えてございます。資料1につきましては前回の会議の時にプラットフォーム的などころについては御承認いただきましたので、その日にご審議いただいた内容、4番になりますけれども、そこを加筆していったという内容になっています。1番からの簡単に概略の方でご説明をさせていただきます1ページ目の1番条例制定の経緯でございます。こちらにつきましては、制度改正があって全国統一のルールになったんだけれども地方議会については、責務は課されているものの、具体的な規定の外に置かれたということなので、これを遵守するためには独自のルールが必要になるということで、条例の制定をしていくというようなことを作文してございます。それから2番目につきましては、条例制定にあたっての基本的な考え方ということで、こういう考え方に基づいて作業を進めてきましたということで検討に当たる視点ってということで、三つほど挙げさせていただきました。それから2ページ目に移っていただきまして、3番条例の骨子案につきましては、条例は議長会

の方のサンプルでもですね 57 条ぐらいの長文になります。これをそのままお見せしても何のことか分かりづらいということですね。条例につきましては、よく骨子案という形で行うんですが、その内容についても、ごくごく概略が分かるようにシンプルにまとめたものになります。最初に上の表につきましては、改正法とその条例案の構成の比較というようなことでさせていただいております。こういった構成のもので、骨子案の方では6省に分けて、こういうような内容を定めていくんだってというような概略を、端的にまとめたものを記載させていただきました。それから3 ページ目の4 番、これは判断を要するものについてということで法律に基づく議長の案とですね、現在の市の条例と比べた時に一致しない部分についてどうしていくかっていうことを、前回ご審議いただいたものになります。その主なものをこちらに列記してございます。最初の項目としましては、条例の目的ということでございまして、条例の目的を少しまとめた形で記載をしております。それから二つ目の項目につきましては、個人情報ファイルの公表等についてということでございます。これについては、一般的には個人情報ファイルの個人の数、1,000 人を超える場合について、公表というものが義務付けになっておりますけれども、前回ご議論いただきまして白井市議会においては、50 人に引き下げるという内容になっております。また、これらの補完する物として、現在実施しております個人情報取扱事務登録簿という制度がございまして、これをそのまま残して50 人未満の部分についてこれで補完していくというようなことで、そういう内容を記載してございます。それから3 番目の項目につきましては、個人情報開示請求の決定の短縮ということでございます。改正法では30 日以内に決定をするということになっておりますが、現行制度が、14 日以内となっておりますので現行水準を維持するために、開示請求があった日から14 日以内に短縮するという内容を記載してございます。それから4 ページに移っていただきまして、今項目としては費用についてということでございます。新たな制度では、手数料も徴収することができるような規定になっておりますが、今回の条例案につきましては、現行制度では手数料を無料としてるところから、それを踏襲することで手数料については無料。ただしとコピー代など写しの作成に利用する費用については負担していただくということでございます。参考として、情報公開条例の施行規則で金額の方は示されておりますので、踏襲させていただいてるということで参考にさせていただきました。それから最後ですけれども、諮問機関についてということで、諮問が必要となった時には現行と同じく白井市個人情報公開個人情報保護審査会の方に諮問するということを記載させていただいております。こういった部分が判断を要する部分として、前回ご議論いただきまして市議会の案とさせていただいた部分ということでお示しをさせていただきました。最後にスケジュールの予定ということで、今回パブリックコメント用の骨子案ということなので、その部分についてのスケジュールを載せております。パブリックコメントの実施、期間については、ここを

空白にしております。それからパブリックコメント終了の後に、その意見の集約ですとか条例案の作成っていうことを11月中に行って、ここには書いてありませんけれども、この後検察庁の協議に入って、その結果に基づきまして3月議会の方に条例を提案する。令和5年4月から条例施行ということを示しております。パブリックコメントにつきましては、今日、内容でご了解いただけましたら、できれば10月31日から2週間程度でできたというふうに考えてはいるところです。これ確定ではなく、想定として、そのぐらいをイメージしてるというところでございます。説明につきました 以上になります。よろしく申し上げます。

○伊藤委員長 はい、今、事務局長の方から説明がありましたが、こちらについて何か御意見等ございますか。平田委員。

○平田委員 最後のページになりますけれども、開示請求に対する費用についてってところで、まあ個人情報のコピーですからカラーって取るってことはほぼないかなとは思いますが、一応この写しの作成に要する費用。この1枚につき10円の前に白黒って入れてた方がカラーの時は別に料金が定まってるわけですから、白黒コピーを前提に考えてるってことで、白黒1枚につき10円っていうふうに入れといた方がなんかあった場合に10円って書いてあるじゃないかって言われて困るからで。

○伊藤委員長 事務局長。

○永井議会事務局長 この費用につきましては、現状、個人情報の制度の中には規定がない項目になります。情報公開条例の施行規則の方を準用させていただいているということでございます。これを改正するか、その議会の方で策定する規定になるかと思いますが、そちらに金額が出るということになります。現実的には、なかなかその今の施行規則をいじるのは難しいので、規定の方にその金額を乗せていくことが、対応としては考えられます。

○伊藤委員長 私の方から確認してよろしいですか。議会においてカラーの開示請求に対応するものなんてものあるんですかね。事務局長。

○永井議会事務局長 個人情報っていうものに限って言うならば、想定はしづらいところはあると思います。

○伊藤委員長 それであれば特に書く必要もないかなとは思いますが、議会の議会の個人情報なんで、議会の中でカラーを使った、個人情報というものなんか想定しがたいと思うんですね。例えば経歴とか資産公開の資産とかそういったものしかないんで、先ほど前にも出てた議会の個人情報というの列記された物の中で、カラーであるとすれば写真ぐらいの話なんですけど、白黒でやるということでもいいんじゃないかなと思うんです。平田委員。

○平田委員 私も個人情報に限って想定はないと思ってるんですけど、なんかあった時に10円って書いてある人がいるかなと思ったので、でもそれはもうお任せします。

○伊藤委員長 他にご意見は。柴田委員。

○柴田委員 今の件なんですけど、ないかもしれないけれども、あった場合に困るっていうようなことで前回もいろいろ審議があったと思うので、その程度だったらこれからそれこそ虹彩がどうなの、DNAの塩基がどうなるなんて、そんなのまで入れるのかっていう話がでてきている中にあるので、それこそみんなで協議しなければいけない部分と思うけど、請求があった場合にカラーの場合いくらっていう規定でしょ、入れといても別にいいんじゃないかなと思います。

○伊藤委員長 他にご意見は。岡田委員。

○岡田委員 これ、実費じゃダメなんですかね。

○伊藤委員長 実費というふうにすると、コピー1枚10円かかっているのかって細かい人に言われた時に、本当に10円かかっているかどうかというのは、実費だと言われると難しい面があるのかなっていう事務局長、それはどうですか。

○永井議会事務局長 複写機の10円につきましては、この金額を決めにあたってはいろいろな背景を元に出されてる金額でございますので、単純にコピー代が10円っていうようなところではない部分があったりするので、なかなかその実費っていうと非常にその抽象的になってしまうので、一番多いのはコピー代になると思いますので、コピー代については、混乱しないように決めさせていただいて、その他には個人情報だと想定しづらいんですけども、情報公開なんかですと、大量に来た場合に例えばCD-ROMに焼いたりということもやったりしてありますが、そうするとそのメディア代をコピー代とは違った形でいただくケースもございますので、コピー代に関しましては、できれば十円なら十円っという形でさせていただいたらなというふうには思っているところでございます。以上です。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 そういうことを総括すると、ここの参考っていう右端の括弧に施工規則よりと書いてあるけれども施行規則に準じるということにして、それで下に参考の表を令和4年10月現在とかって入れてるともしかしたら、リース料金が上がったりってことで、もしかするとそのコピー代も上がったりした場合にもずっと通用するかなと、いちいち書き換えなくても済むので、よりじゃなくて順ずるっていうことにして、現在の、10月っていう時点を入れて参考資料として出ただけですっていうと逃げられるし、準じるっていうことには、カラーコピーもCD-ROMなりに焼くことも含むので、ということでどうでしょうか。

○伊藤委員長 事務局長。

○永井議会事務局長 今、議論させていただきながら、準じるの方が好ましいかなと思いましたが、そのように訂正させていただきたいと思います。

○伊藤委員長 じゃ1点、私の方から市の方はこの点、CD-ROMとかそういうのの扱はどのようにされるのですか。ちょっと確認のために。高山総務課長。

○高山総務課長 執行部側の実際の運用状況ですけれども、コピーにつきましては、請求など担当課で用意しますので。基本的には、白黒印刷でお渡ししてるのが実際の運用現状です。カラーコピーで渡してるってことは、あまり想定していないと。先ほどのCDでの請求は確かにありますので、それはCDの一枚単価の金額だけをいただくと、その手数的な料金いただいていないということで、運用しております。

○伊藤委員長 ありがとうございます。柴田委員、先ほどカラーコピーの件についてご意見ありましたが、いかがいたしますか。柴田委員。

○柴田委員 この、今日示されてる4枚をパブリックコメントに全部提供するっていうことですね。そしたら規則の方までどうのこうのってことはまだ決まってないわけだし、それはまた別途ということになるわけなので、ここの部分についてはその情報公開条例の施行規則より準じると、要はこれが参考になってますよってことが示せばいいので、これでいいのではないですか。逆にCDなんか実費なわけですよ。手数料ではなく当該作成に要する費用というのは実費というふうに読み替えていいわけですか。その他の方法によるうちの作成する場合は当該作成に要する費用。これはCDの場合は実費に読み替えてよいということですか。

○高山総務課長 そうです。

○伊藤委員長 それは、骨子案については、この骨子案でよろしいですかね。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 これによって議会の条例が策定されて、その下に規定ができるということですので。ということなんで、そちらの方についてはまた何かあった時には相談させていただきますので、骨子案についてはこれで決定ということで、手続きを進めさせていただきます。よろしく願いいたします。それでは議題の2をこれで終了させていただきます。徳本委員。

○徳本委員 確認なんですけど、規定については今後を話し合うということでもいいですか。何かあったら相談っていうことだったんですけど、先ほどのカラー白黒に関してもあとどういう風に認証するかとか必要ないと思われるものもあるんで。

○伊藤委員長 事務局長。

○永井議会事務局長 規定の定め方については、まだきちんとした形で方針というか段取りは決めてはいないのですが、少なくとも条例に連動してくる話になりますので、また相

談させていただきたいと思いますが、お示ししながら固めていきたいと考えております。
以上でございます。

○伊藤委員長 規程の方については、条例ができた後、議長が今度定めるという形になっていくということなので、またその時に議長と相談させていただくということによろしいですかね。柴田委員。

○柴田委員 規定案についてもきちんと話し合いをしてもらいたいと思っていますので、今後その予定あれば結構です。

○伊藤委員長 そのように議長の方をお願いしておくことにいたします。それでは議題の2はこれで終了させていただきます。議題の3その他について、何かございますでしょうか。議長の方から何がございませうか。

○岩田議長 ございません。

○伊藤委員長 事務局は。

○永井議会事務局長 ございません。

○伊藤委員長 委員の皆様大丈夫ですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では私の方から、議会運営委員会終了後に視察の件を少しお話ししたいので、終了後、お残りいただきたいと思います。他にないので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。よって議会委員会を閉会いたします。慎重なるご審議を承りまして誠にありがとうございました。終了いたします。

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年11月28日

議会運営委員長 伊藤 仁